

# 北中学校生徒会会則

## 第1章 総則

第1条 この会は北中学校生徒会という。

第2条 この会は私たちすべてが会員となり先生が顧問をする。

第3条 この会は私たちすべてが自己の権利と義務とを自覚して、学校生活の各場面に参加し、先生の協力と助言によって学校内外の生活向上をはかることを目的とする。

第4条 この会の決定事項は職員会議をへて学校長の承認後、初めて効力を生じる。

## 第2章 総会

第6条 総会は本校生徒会会員をもって構成し、本校生徒会の議決機関とする。

第7条 総会は年2回の定期総会のほか本部役員会が必要と認めたとき、及び会員の要求があり本部役員会がそれを認めた時には臨時総会を開かなければならない。

第8条 総会は会員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することはできない。議事は出席会員の過半数で決し可否同数の時は生徒会本部で審議し次回の総会にかける。

第9条 総会は次の事項について議決する。

- 1 会則の制定及び改正
- 2 その他のこの会の目的達成に必要な事項

第10条 総会の開催・準備及び運営は生徒会本部役員があたる。

第11条 総会は選長団1名、書記1名をおき、議長団は生徒会で生徒会本部役員以外から推せんし、総会で承認を得なければならない。

第12条 総会に議事録を備え選挙管理委員会が保管する。

## 第3章 学級会

第13条 学級会活動は、各学級ごとにその会員で構成され、生徒会の母体として活動する。

第14条

- 1 学級役員は学年委員2名及び各専門委員12名で構成する。
- 2 学級役員は本部役員選出後に各学級で選出し、それぞれの委員は男女1名ずつとする。

第15条 学年委員は学級役員会及び学級会の議長として、その自主的管理及び運営をはかって会員の生活向上につとめる。

第16条

- 1 各専門委員は学年委員・学習・図書・整美・保体・風紀・給食の7専門に任務が分担される。
- 2 各学級の会員は、学年委員を除く6専門の任務を、グループ構成によって分担し活動する。このグループ構成は、学級役員の任期と同じく半年間とする。
- 3 各専門委員は学級を代表し、学級の意見をまとめて委員会に出席する。

第17条 学級には専門委員会などの記録簿等を備える。

第18条 学級役員の任期は半年間とする。

## 第4章 専門委員会

### 第19条

- 1 本会は学年委員・学習・図書・整美・保体・風紀・給食の7専門部に分ける。
- 2 各専門委員会の委員長は次の要領で全校生の直接投票によって選出する。
  - 前期は新2、3年生が選挙権及び被選挙権を有す。
  - 後期は1、2、3年生が選挙権及び被選挙権を有する。

第20条 各専門委員会は学級、各専門委員長及び先生から提出されたそれぞれの専門的な事柄について審談し、本部役員会の提案により職員会の承認を得て実施する。

第21条 各専門委員会は委員長が招集して月1回以上開き、その記録簿は委員長が保管する。

## 第5章 本部役員会

第22条 本部役員会は生徒会会長1名、副会長1名、書記2名、専門委員長6名でもって構成し、執行機関として議決事項を実行にうつす。ただし、学年委員長は各学年委員会の中から互選により1名選出する。また、書記は該当する学年より各1名ずつ選出する。

第23条 本部役員は次記の要領で直接投票により選出し、任期は半年間とする。

- 前期は新2、3年生が被選挙権を有する。
- 後期は1、2年生が被選挙権を有する。

第24条 生徒会会長は生徒会の運営にあたり、次のような仕事をする。本会の活動が本会則どおりになされているかどうかを常に注意し、必要のある時は思告する。臨時生徒総会を開催する必要がある場合、会長は校長の許可を得て招集し開催することができる。

第25条 生徒会副会長は会長を助け、会長に差しつかえある時はその代理をつとめる。

第26条 書記は生徒総会、生徒会本部の議事録の記録及び会報の発行とそれらの管理を行う。

第27条 本部役員は主に次のことを行う。

- 1 学校生活向上のための議案を調査立案し、議決事項をすみやかに実行に移す。
- 2 会員への連絡、生活の啓発と向上につとめるため広報を発行する。
- 3 各専門委員会の活動内容について連絡、調整をする。
- 4 生徒集会を企画運営する。

第28条 専門委員会の開催前に四者会議を行い、話し合いを円滑に進めるものとする。

## 第6章 選挙管理委員会

第29条 選挙管理委員会は選挙前の1、2、3年の各学級から1名ずつ選出された委員をもって構成し、選挙事務終了と同時に解散、委員は学級役員への立候補ができる。

第30条 本部役員選挙の事務と管理をこの委員会が行う。

第31条 選挙の際は立候補者名簿を作り、選挙前会員に発表しなければならない。

第32条 開票は生徒会顧問の立ち会いのもとにこれを行う。

第33条 開票の結果は直ちに学校長に報告してその承認を得た後、全会員に告示発表しなければならない。

## 第7章 学年委員会

第34条 学年委員会は必要に応じて開催する。

第35条 学年委員会はそれぞれの学年毎に各学級の学年委員によって構成する。

第36条 各学年委員会は生徒会本部と連絡をとり学年の諸問題を審議決定する。学年の意見をまとめ生徒会本部役員会の調整により学年委員会に提案審議することができる。

## 第8章 会計

第37条 この会の費用は会員からの会費によってこれを支出する。

## 第9章 慶弔

第38条 会員もしくは会員の保護者が死亡した場合に適用する。

- 会員及び会員の保護者が死亡したとき香料は内規による。

### 付則

第39条 生徒会活動の設定日は、生徒会活動を優先する。専門委員会も原則としてこの日に行うものとする。

第40条 選挙管理規定、部組織、校外生活組織表及び運営については別に規定をつくる。

第41条 本部の役員が不相当と認められた場合はリコールすることができる。その手続きは学年委員会が行い全員の3分の1以上の署名があった場合には全校投票を行い過半数の賛成があった場合はこれを認める。リコールが認められた場合は、1週間以内に補欠選挙を行う。

第42条 本会則を改正するには総会出席者の3分の2以上の議決を必要とする。

### 選挙管理委員会規定

第1条 選挙管理委員会は生徒会本部役員の選挙を公正かつ円滑に行うことを目的とする。

第2条 委員会は前期、後期の選挙前に各学級より1名を選出して構成し、選挙の終了と同時に解散する。

第3条 選挙管理委員会には委員長をおく。委員長は委員の互選とする。

第4条 選挙は前期と後期の2回を行う。なお前期の選挙は新年度の生徒会活動を円滑に行うために前年度の3月に実施する。

第5条 その期日は生徒会顧問において適宜決定する。

第6条 選挙の告示は投票日の7日以前に行わなければならない。

第7条 立候補は原則として本人の意志により、母体の推薦を受けて行う。そして学級担任の承認を必要とする。

第8条 推薦の母体は、当該クラスとし、その過半数の支持を必要とする。

第9条 選挙運動は立候補者の告示と同時に行うことができる。

第10条 選挙の管理は会則に基づき次のことを行う。

- 1 選挙の告示
- 2 立候補の受付と発表
- 3 投票及び開票の結果報告
- 4 選挙違反に関する処置
- 5 その他選挙に必要な事項

第11条 選挙ポスターの掲示については選挙管理委員会の検印を必要とする。

第12条 校内の放送を利用しての選挙運動は選挙管理委員会の指示により行うことができる。

第13条 選挙では、立会演説・応援演説を行うことができる。

- 1 立会演説は投票の前に1回行うことができる。
- 2 応援演説は1立候補者につき、1名のみ行うことができる。

第14条 生徒会本部役員の選挙は選挙管理委員会の指定した投票用紙で同時に行う。

第 15 条 各役員の選出は次の表に該当する学年と人数によるものとする。

	前 期	後 期	人 数
生徒会会長	新 3 年生	2 年生	1 名
副 会 長	新 2 年生	1 年生	1 名
書 記	新 2・3 年生	1・2 年生	2 名 (各学年 1 名)
各専門委員長	新 3 年生	2 年生	6 名 (各委員会 1 名)

※学年委員長は各学年委員会から選出し、本部役員とはしない。

第 16 条 投票は無記名単記の方法によって行い有効投票数の最高得票者を当選とする。

第 17 条 定員を超えない場合の立候補者は信任投票を行い、有効得票数の過半数の信任票を必要とする。

第 18 条 この規定の違反者は選挙管理委員会を経て生徒会顧問により立候補及び当選無効とする。

第 19 条 立候補者が定員に満たない場合は、1 週間以内に補欠選挙をする。

## 学級役員の任務分担

### 学年委員

学級の代表として、学級生活を円満にし、さらなる発展のための計画、推進。学級内での出席の管理。授業の始まりの際、学級への着席の呼びかけ。号令。

### 学習委員

学習規則について呼びかけ、家庭学習計画の記入の呼びかけ。学級・学校掲示板の作成・管理。

### 図書委員

学校図書館活動への参加。学級読書活動の推進。

### 整美委員

清掃担当区域の美化と清掃用具の管理・点検・整理整頓。

### 保体委員

体育的行事に関する仕事のとりまとめ。体育の授業前後の教師との連絡。健康診断の補助や健康管理の呼びかけ。

### 風紀委員

学校規則及び礼儀の徹底。服装、頭髪所持品その他校内における生活態度の徹底。明るく規則正しい学校生活のための計画、推進。移動教室の際の鍵の管理。

### 給食委員

給食運営に関する仕事のとりまとめ。清潔な給食環境を整えるための管理・点検・呼びかけ。